目

示 次

公

その維持管理業務に関する一般競争入札公告 岐阜県設計積算システム関連機器 (県庁分) の賃貸借及び

報

(技術検査課)

\_;

(--) 平 成十九年 五

号

外

公

示

する一般競争入札公告 岐阜県設計積算システム関連機器(県庁分)の賃貸借及びその維持管理業務に関

般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号。以下 岐阜県設計積算システム関連機器(県庁分)の賃貸借及びその維持管理業務について、

平成十九年五月二十八日

「規則」という。) 第百二十七条第一項の規定により公告する。

岐阜県知事

古

田

一般競争入札に付する事項

調達物品等の名称及び数量

 $\Box$ 

岐阜県設計積算システム関連機器(県庁分)の賃貸借及びその維持管理業務

I

調達物品等の概要

当該機器等の設置及び初期設定業務 岐阜県設計積算システム関連機器(県庁分)の賃貸借

| | |排

調達物品等の仕様その他明細 当該機器等の維持管理業務

納入期限又は履行期間 入札説明書による。

1の(2)のア及びウ 平成19年7月1日 (日) から平成24年3月31日 (土) まで

1の(2)のイ 平成19年6月29日 (金)

県 公 報 号 外 毎週 (金曜日) 発行

岐 阜

平成十九年五月二十八日

納入場所

0

0

# 入札説明書による

- 入札参加者の資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者で
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿 (建設工事以外) に登載されている者であること。
- 格の受付がなされている者を除く。)でないこと。 る者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資 以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされてい 第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則
- 者を除く。) でないこと。 始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている いる者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされて
- (5) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置 要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日まで の期間内に受けていないこと。
- 別添仕様書に示した物品及び数量を確実に納入し得ること
- **(7) 調達物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されてい**
- 岐阜県内に本店、 支店、 **営業所等がある者であること**,
- 3 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局 〒500 8570 岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号

**電話番号** 058 272 1111 (内線)3632)

岐阜県県土整備部技術検査課建設情報担当

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

- 交付期間 平成19年5月28日(月)から平成19年6月8日(金)までの毎日 の機関の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで
- **交付場所**

3の(1)に同じ。

3 競争入札参加資格の確認

- 資格の確認を受けなければならない。 入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の⑴まで提出し、競争入札参加 提出期限 平成19年6月8日 (金) 午後5時 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に
- がないと認められた者は、入札に参加することができない。 期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格
- ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成19年6月15日(金)までに通知する。
- (4) 入札の日時及び場所
- 郡 平成19年6月20日(水)午前10時
- 严 岐阜県岐阜市薮田南5丁目14番12号 岐阜県シンクタンク庁舎 入札室
- 開札の日時及び場所

5 入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

契約条項を示す場所

6

3の(1)に同じ。

- 9 入札方法等に関する事項
- 入札方法

合には、入札前に委任状を提出するものとする。 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場

るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とす であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札 載金額」という。)の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未 **雪に記載すること。** また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する

Ð 落札者の決定方法

て得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者とする。 なお、落札者がないときは、直ちに再度の入札をすることがある 落札者は、規則第111条の規定により定められた予定価格に105分の100を乗じ

## Н 入札の無効

る入札は、無効とする。 て虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当す 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認におい

入札又は開札の中止

これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、

## 落札の無効

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 ければ、その落札は、無効とする。 落札者は、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しな

(2) 契約書作成の要否 日本語及び日本国通貨に限る。

③) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表す ることがある。

(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契 約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

質問等の問い合わせ先

5

問い合わせ先 3の(1)に同じ。

毎日午前9時から午後5時まで 問い合わせ期間 平成19年5月28日(月)から平成19年6月1日(金)までの

詳細は、入札説明書による。

(6)